

改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei



第12回の本稿では、審査に関する3章の規定のうち、期間（期限）に関連する事項について取り上げる。改正内容の解説に加え、改正からある程度の時間が経過したことで明らかになってきた現状と実務上の留意点についても紹介する。



1. はじめに

今回は、中国商標法の3章「審査」の中から、期間（期限）に関する規定のうち28、33、34、35条1項を取り上げる。これらは、法改正で変わった点が多岐にわたり、実務的な影響も大きいことから、多くの企業にとって関心の高いポイントである。

2. 改正商標法28条

「出願された商標について、商標局は、商標出願の書類を受領した日から9カ月以内に審査を完了させ、本法の関係規定を満たす場合、予備的査定を行い、公告する」

改正前は27条に「出願された商標は、本法の関係規定を満たす場合、商標局は予備的査定を行い、公告する」と規定されており、出願から9カ月以内に審査を完了させなければならないという期間の指定は、改正により設けられたものである。従前、中国では審査期間の長期化が問題となっていたため、審査の迅速化を図ることを明確に示すべく、期間が指定された。

なお、改正前においても、マドリッドプロトコルに基づいて中国を指定した出願は、18カ月以内に審査を終わらせる必要があった。

● 膨大な出願件数と審査の滞留

問題視されるほど商標出願の審査が長期化した主な原因は、膨大な出願件数にある。審査の滞留ピーク時には、査定までに7、8年を要することもあった。

中国本土における2015年の商標出願件数は287.6万件、これは2008年の約4.12倍であり、2001年から年間出願件数世界一を維持し続けている。在外者がマドリッドプロトコルに基づいて中国を指定した件数も多く、2015年は2万4849件に上る（出典：「Annual Development Report on China's Trademark Strategy 2015」China Industry & Commerce Press）。

● 審査長期化問題の解消の兆し

国務院は2008年6月に示した「国家知識財産戦略綱要」において「商標審査の能率を高め、商標審査の期間を短縮する」と述べ、具体的に「3年以

内に未審査の商標を審査し、5年以内に審査を国際レベルに引き上げる」とする目標を掲げ、審査官を増員するなど、審査期間長期化問題の解消に取り組んできた。

2013年以降、この問題は改善傾向にあり、近年は出願から1年で審査結果が示されるケースも増えてきた。

● 出願から9カ月以内に向けて

本稿執筆時点（2016年6月末）では、審査結果が示されるまでの期間は出願から9カ月以内とは限らず、超過する場合もあった。

中国での商標出願スケジュールは、筆者らの感覚的などころであるが、9カ月に加え、最低でも3カ月程度の期間があるものと想定し、余裕をみておきたい。

なお、審査遅延ではないが、2015年後半から2016年の初めにかけて、登録証印刷用紙の調達不備が原因で、登録証の発行業務が数カ月以上も滞る事故が発生した。このような予期せぬ事態も起こりやすいため、注意が必要である。

また、審査期間に含まれない期間にも留意が必要である。商標法実施条例11条は、審査・審理の期間に含まれないものを以下のとおり規定している。

- (1) 商標局または商標評審委員会の書類の公告送達期間
- (2) 当事者が証拠を補足または書類を補正する期間、および当事者変更による再答弁の期間
- (3) 同日出願について、使用証拠提出および協議、抽選の期間
- (4) 優先権の確定を待つ期間
- (5) 審査または審理中に、事件の申請人の請求により、先行権利事件の審理結果を待つ期間

(1)は、送達に要する期間を指すが、郵送物の配達状況等により、受領と通知日付の間にはタイムラグがある。現状、中国ではオンラインによる通知はなく郵送のみである。(4)については以下に説明する。

● 優先権の確定を待つ期間

中国商標法25条2項には「優先権を主張した場合、出願日から3カ月以内に優先権証明書の原本を提出する必要がある」と規定されている。

中国における商標出願の大多数は、国内出願人によるものである(優先権主張を伴わない通常の出願)。審査期間短縮傾向の影響により、優先権主張を伴う出願との関係において膨大な数に上る通常の出願の処理が課題となっている。

まず、優先権主張を伴う出願の必要書類の提出を待ってから審査すると、全体的な審査が遅れてしまう。

そこで、早期に審査を終わらせることに重点を置いて、優先権証明書等の提出を待たずに審査すると、今度は取消理由・無効理由を有する出願についても登録すべき旨の予備的査定が下ってしまう問題を避けられない。

これは中国に限った話ではないものの、中国では出願件数が非常に多く、一方で優先権主張を伴う出願の割合が高くないことから特に話題となっている。

● 日本からの出願の留意点

優先権を主張した場合、出願日から3カ月以内に優先権証明書の原本を提出する必要があるが、審査官は書類が提出されてから審査を進めるため、基本的には3カ月ほど審査を待つことになる。

これに対し、審査官は優先権証明書の提出を待つべきではなく、必要である場合、優先権の利益を享受したい者が自ら「異議申立て」や「無効審判」を行って、必要な権利を主張し、全体的な審査の遅延が生じないようにすべきという意見も少なくない。

現在の審査実務においては、「優先権を主張するので優先権期間満了間際に出願しても大丈夫」という考えは危ういことを指摘しておきたい。

特に、「異議申立て」や「無効審判」など、当事者対立構造で、日本企業vs

中国企業(現地企業)となった場合、言語の問題を含め、日本企業が乗り越えるべきハードルは低くないため、早期の出願に越したことはない。

3. 改正商標法34条

「出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は書面により商標出願人に通知しなければならない。商標出願人は不服がある場合、通知受領日から15日以内に、商標評審委員会に審判を請求することができる。

商標評審委員会は審判請求受領日から9カ月以内に決定をし、かつ書面により出願人に通知する。特別な事情により延長が必要である場合、国务院工商行政管理部门の許可により、3カ月の延長ができる。

当事者は商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知受領日から30日以内に人民法院に提訴することができる」

商標評審委員会は、審判の合議体(3名または5名以上の奇数の審判官の合議体)である。拒絶査定に対する商標評審委員会への請求を「再審査」と呼ぶことも多いが、本稿では「拒絶査定不服審判」という。

上記の内容は、改正前は32条に規定されていたが「商標評審委員会は審判請求受領日から9カ月以内に決定」という期間部分および「特別な事情により延長が必要である場合、国務

院工商行政管理部門の許可により、3カ月の延長ができる」という内容が追加された。

● 拒絶査定不服審判の審理期間

改正条文では、原則的に拒絶査定不服審判請求の受領から9カ月以内に決定を下すことになっている。しかし、本稿執筆時点において、9カ月以内に決定が下されるケースはまれであることから、多くの場合は3カ月の延長があると考えていい。

● 追加の資料提出等による影響

拒絶査定不服審判を行う場合、主張を補強する追加資料を提出するケースもあるが、資料の追加等により審理期間が長くなる可能性がある（商標法実施条例11条(2)参照）。

また、先行する商標が理由で拒絶査定不服審判を請求する機会が少なくないが、「先行権利事件の審理結果を待つ期間」がある場合には、審理期間が延びる（商標法実施条例11条(5)参照）。

出願の審査と拒絶査定不服審判の審理期間は、条文上「9カ月」とあり、今後状況が変わってくる可能性もあるが、拒絶査定不服審判の審理のほうが長い期間を要することが多い。

4. 改正商標法33条

「予備的査定がなされた商標に対して、公告日から3カ月以内に、本法の13条の2項および同3項、15条、16

条1項、30条、31条、32条の規定に違反したと認める先の権利者または利害関係人、または本法の10条、11条、12条の規定に違反したと認める何人も、商標局に異議を申し立てることができる。異議申立てがないまま期間満了となった場合、登録を許可し、商標登録証を交付し、かつこれを公告する」

異議申立てに関連する規定のうち、期間との関連性で結びつきが強い33条について取り上げる。なお、紙面の都合上、異議申立理由の内容や手続きなどは、別の機会に取り上げる。

改正前は30条に「何人も異議申立てをすることができる」と規定されていた。改正により、一部の異議理由について主体的な要件が狭められた。

● 申立ての主体的要件の限定

改正後は、13条の2項および同3項、15条、16条1項、30条、31条、32条とといったいわゆる相対的な異議理由については、「先の権利者または利害関係人」のみとする限定が設けられた。

日本の場合と異なり、中国では付与前異議申立制度を採用している。異議申立ての審理の遅滞により権利未確定状態の出願が大量に存在するという問題があったが、改正により、相対的異議申立理由について、申立人の要件を限定することで、異議申立ての乱発を防ぎ、権利確定の迅速化を図った。

● 「先の権利」と「利害関係」

改正商標法33条にある「先の権利者」の「権利」には明確な統一的解釈はないが、広義に捉え「合法的な先の民事的権益」を指す見解が有力であり、先の商標権のみならず、特許権、肖像権、企業名称権なども含まれる。

同じく「利害関係人」についても、明確な統一的解釈はない。2002年最高人民法院「商標民事紛争案件審査における法律適用の若干問題に関する解釈」4条によると、改正前商標法53条に規定される利害関係人とは、登録商標の使用許可を受けたライセンシー、登録商標の財産的権利の合法的な継承人などを指す。利害関係人は先の権利者ではなく、例えば、販売代理店、輸出業者などが該当する。

● 不受理の判断

中国商標法実施条例26条では、異議申立てが不受理となる場合について、次のように規定している。主体的要件を具備していないこともその理由の一つとして列挙されている。

- (1) 法定期限外の上申立て
- (2) 異議申立ての主体的要件、異議理由が商標法33条の規定に合致していない
- (3) 明確な異議理由、事実と法律根拠を欠く
- (4) 同一異議申立人が、同一の理由、事実、法律根拠をもって、同一商標に再度異議申立書を提出

● 単なる身分証明書との混同

改正後、主体的要件に合致しないことを理由に、申立ての受理を拒絶された異議案件も数多くあったようである。その理由として、大きく2つのパターンがある。

① 審査遅延を目的とした異議申立て

全体的な審査を遅らせる理由になっていた出願の審査遅延のみを目的とした悪意による異議申立てについて不受理の判断がなされた。悪意による異議申立てもさまざまであるが、代表例としては、具体的な根拠もないのに異議申立てを行って、権利化を阻み、出願人を脅すケースがある。

② 単なる身分証明書と誤解

異議申立ての主体的要件を証明する書類とは、特定の案件について異議申立ての主体的要件を具備していることを示す書類を指す。しかし、これを単なる身分証明書と誤解して書類を提出してしまったケースが少なくないといわれている。

拒絶査定となった出願において、引例として異議申立ての対象である商標が挙げられたなど、特定の案件について要件を満たしていることを証明する場合には、願書の内容や拒絶理由通知書の控えの提出が必要である。

また、先の権利として著作権に基づく主張をする場合もある。その際は、著作権登録証明書などの証明書類を提出する必要がある。

単にパスポートの写しや営業許可書の写しを提出すればいいというわけではない。

5. 改正商標法35条1項

「予備的査定がなされ、かつ公告された商標に対して異議申立てがあった場合、商標局は異議申立人および被申立人から事実および理由を聴取し、調査および事実認定後、公告期間満了日から12カ月以内に登録を許可するか否かを決定し、かつ書面により異議申立人および被申立人に通知する。特別な事情により延長が必要である場合、国務院工商行政管理部門の許可により、6カ月の延長ができる」

改正前は33条1項に規定されていた内容で、「公告期間満了日から12カ月以内に登録を許可するか否かを決定」することおよび「特別な事情により延長が必要である場合、国務院工商行政管理部門の許可により、6カ月の延長ができる」が新たに加わった。

● 異議申立件数の増加と審理遅延

異議申立ての主体的要件に制限が設けられたが、一方で、商標公告件数も増加傾向である。

異議申立ての件数は2014年比36.23%増で、2015年の異議申立ての合計件数は6万3720件に上る（マドリッドプロトコルによる中国を指定した出願を含まず）（出典：「Annual Development Report on China's Trademark Strategy 2015」）。

前述のとおり、条文上は、12カ月以内の決定が原則とされているものの、本稿執筆時点では、異議を申し立てられた案件の登録可否が示されるまでの期間は公告から12カ月以内とは限らず、超過する場合もみられる。

6. おわりに

今回は、「期間（期限）」に関連する規定のうち28、33、34、35条1項について紹介した。次回も引き続き3章の規定を取り上げる。

森 智香子 Sun East知的財産事務所 所長・弁理士

早稲田大学非常勤講師。平成28年度日本弁理士会商標委員会委員。

中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。

2015年国際商標協会発行の学術ジャーナル「The Trademark Reporter」のシニアエディターに就任、国際的に活躍している。

【連絡先】〒140-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

韓 登啓 (Kan Touei) チャイナ(華夏)正合知識産権代理事務所所長／中国弁理士／工学博士

長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。

【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環廣場2号楼17階C5室

TEL(86)10-5830-1655(代表) http://www.czipa.com